



長野県報

12月21日(月)
令和2年
(2020年)
第166号

目 次

条 例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例（市町村課、健康福祉政策課、地域 福祉課、資源循環推進課、都市・まちづくり課、文化財・生涯学習課）	3
県税外収入金の延滞金徴収条例の一部を改正する条例（財政課）	3
長野県県税条例の一部を改正する条例（税務課）	4
長野県文化会館条例の一部を改正する条例（文化政策課）	4
信州ものづくり産業投資応援条例の一部を改正する条例（産業立地・経営支援課）	4
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（園芸畜産課家畜防疫対策室）	5

規 则

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則（税務課）	6
----------------------------	---

告 示

土地収用法に基づく事業の認定（総合政策課）	7
令和2年12月11日成立した令和2年度補正予算の要領（財政課）	8
令和2年12月11日長野県議会定例会において認定された令和元年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の審 査意見（財政課）	8
土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除（水大気環境課）	16
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気環境課）	16
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定（水大気環境課）	16
家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付（園芸畜産課家畜防疫対策室）	16
保安林予定森林にする旨の通知（8件）（森林づくり推進課）	17
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	19

公 告

林業種苗法に基づく講習会の開催（森林づくり推進課）	19
特定調達契約に係る一般競争入札（道路建設課）	19

本号で公布された条例のあらまし

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例（条例第41号）

- 1 松本市が中核市に指定されることに伴い、次に掲げる条例について、住民サービスの向上及び事務処理の効率的執行の観点から、松本市において行なうことが適当な事務を移譲することを定めたほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
 - (2) 屋外広告物条例
 - (3) 長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
 - (4) 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例
 - (5) 保健福祉事務所の設置に関する条例
 - (6) 民生委員の定数を定める条例
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行します。

◇ 県税外収入金の延滞金徴収条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 地方税法の一部改正により、地方税の延滞金に係る用語等が改められたことに合わせ、用語の整理等を行いました。
- 2 この条例は、令和3年1月1日から施行します。

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、令和2年10月1日から適用します。

◇ 長野県文化会館条例の一部を改正する条例（条例第44号）

- 1 長野県伊那文化会館のプラネタリウムの改修に伴い、受益者負担の適正化を図るため、プラネタリウムの利用料金の額を改定しました。
- 2 この条例は、令和3年3月3日から施行します。

◇ 信州ものづくり産業投資応援条例の一部を改正する条例（条例第45号）

- 1 成長期待分野を営む法人等の県内への投資を促進するため、不動産取得税の課税免除について、製造業等のものづくり産業を営む法人等に加え、インターネット附随サービス業を営む法人等が家屋等を取得した場合を対象にするなど課税免除等に係る要件の見直しを行うとともに、題名を改正しました。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行します。

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 家畜改良増殖法等の一部改正により、家畜人工授精所の開設に関する許可証の書換え交付及び再交付の手続が定められたことに伴い、当該手続に関する事務に係る手数料の額を1件につき1,800円と定めました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年12月21日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第41号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)
第1条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表の4の項から8の項まで及び10の項から11の2の項までの規定中「長野市」を「長野市及び松本市」

に改め、同表の13の項中「以外」を「及び松本市以外」に改め、同表の14の項及び19の項から25の項までの規定中

「長野市」を「長野市及び松本市」に改め、

同表の26の項中「、松本市にあっては(1)、(2)のうちセからセまで及びソ(ケからセまでに掲げる事務に係るものに限る。)並びに(3)に掲げる事務に」を削り、同表の26の2の項中

「長野市」を「長野市及び松本市」に改め

る。

(屋外広告物条例の一部改正)

第2条 屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項第2号及び第20条の5第1項第5号中「長野市」の次に「及び松本市」を加える。

第23条の2第1項中「、松本市」を削る。

(長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び廃棄物の適正な処理の確保に関する条例の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「長野市」の次に「及び松本市」を加える。

(1) 長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第54号)第2条第2項

(2) 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(平成20年長野県条例第16号)第57条

(保健福祉事務所の設置に関する条例の一部改正)

第4条 保健福祉事務所の設置に関する条例(平成20年長野県条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表第2の長野県松本保健所の項中「松本市 塩尻市」を「塩尻市」に改める。

(民生委員の定数を定める条例の一部改正)

第5条 民生委員の定数を定める条例(平成26年長野県条例第36号)の一部を次のように改正する。

本則の表の松本市の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)前に第1条の規定による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例(以下この項において「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為でこの条例の施行の際にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては松本市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、松本市長のした処分その他の行為又は松本市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 施行日前に第3条の規定による改正後の長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条第2項各号に掲げる事務に係る文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により長野県教育委員会がした処分その他の行為でこの条例の施行の際にその効力を有するもの又は施行日前に同法の規定により長野県教育委員会に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては松本市教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、松本市教育委員会のした処分その他の行為又は松本市教育委員会に対してなされた届出その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

市町村課 健康福祉政策課 地域福祉課 資源循環推進課 都市・まちづくり課 文化財・生涯学習課

県税外収入金の延滞金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年12月21日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第42号

県税外収入金の延滞金徴収条例の一部を改正する条例

県税外収入金の延滞金徴収条例(昭和39年長野県条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「当該年の前年に」を「平均貸付割合()」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に、「この項」を「この項及び次項」に、「当該年に」を「その年に」に改める。

附則第5項中「前項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセント未満の割合であるときは年0.1パーセントの割合とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の県税外収入金の延滞金徴収条例附則第4項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

財政課

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年12月21日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第43号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第144条の2中「第24条」を「第25条」に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の長野県県税条例第144条の2の規定は、令和2年10月1日から適用する。

税務課

信州ものづくり産業投資応援条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年12月21日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第45号

信州ものづくり産業投資応援条例の一部を改正する条例

信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県産業投資応援条例

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条第1項中「ものづくり産業投資応援地域内において」を削り、「等のものづくり産業」を「、情報サービス業等」に改め、同条第2項を削る。

第2条第1項中「ものづくり産業投資応援地域内において、」を削り、「平成24年4月1日から平成33年3月31日」を「令和3年4月1日から令和6年3月31日」に、「取得を含む」を「取得を含む。第1号において同じ」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「（大企業者（法人又は個人で中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者以外のものをいう。）にあっては、10人以上）」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号中「当該ものづくり産業投資応援地域」を「産業投資応援地域」に、「以上」を「以上（情報サービス業又はインターネット附随サービス業にあっては、2,000万円以上）」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 産業投資応援地域（法人等が行う投資を応援するための財政上又は税制上の措置等を講じている市町村として規則で定める市町村（以下この号において「規則指定市町村」という。）の区域のうち次に掲げる地域等（情報サービス業又はインターネット附随サービス業を営み、又は営もうとする法人又は個人にあっては、規則指定市町村の区域）をいう。次号及び第4条において同じ。）内における家屋等の取得であること。

ア 地方公共団体又は土地開発公社が産業用地造成事業（製造業等に必要な工場等の敷地の造成及びその敷地とあわせて整備されるべき道路、緑地その他の施設の敷地の造成をする事業をいう。）により造成した土地の区域

イ 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項に規定する工場立地調査簿に工場適地として記載されている地区

長野県文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年12月21日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第44号

長野県文化会館条例の一部を改正する条例

長野県文化会館条例（昭和57年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表の1の長野県伊那文化会館の項中

1回について	240円
”	100円
1人1回について	190円
”	80円

を

1回について	400円
”	150円
1人1回について	320円
”	120円

に改める。

附 則

この条例は、令和3年3月3日から施行する。

文化政策課

- ウ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域
 エ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条第2項第1号に規定する産業導入地区
 オ アからエまでに掲げるもののほか、市町村長の申出があった区域で法人等の投資を応援する必要があると認める区域として知事が告示したもの

第4条中「ものづくり産業投資応援地域」を「産業投資応援地域」に改める。

別表を次のように改める。

(別表) (第2条、第4条関係)

製造業 情報サービス業 インターネット附随サービス業 倉庫業 自然科学研究所
--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
 (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に取得したこの条例による改正前の信州ものづくり産業投資応援条例（次項において「旧条例」という。）第2条第1項に規定する家屋等に係る不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に旧条例第4条の規定による補助に関する手続が開始されている場合における当該補助については、なお従前の例による。

産業立地・経営支援課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年12月21日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第46号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の55の項中

〔

(2) 家畜改良増殖法第24条の規定による家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審査	〃	6,000円
---	---	--------

〕

を

〔

(2) 家畜改良増殖法第24条の規定による家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審査	〃	6,000円
(3) 家畜改良増殖法第24条の規定による家畜人工授精所の開設に関する許可証の書換え交付又は再交付	〃	1,800円

〕

に、「(3)」を「(4)」に、「(4)」を「(5)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

園芸畜産課家畜防疫対策室
